

立憲民主党 新型コロナウイルス対策本部

本部長 逢坂 誠二 様

2021年1月29日

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

立憲民主党神奈川県総支部連合会
代表 阿部 知子
新型コロナウイルス対策本部
本部長 作山 友祐
事務局長 栄居 学

1. 感染症対策の原則に則り、早期の、検査、隔離、診断、治療体制の確立に最優先で取り組むこと。
2. ①PCR検査体制の拡充に努めること。
社会インフラを支えるエッセンシャルワーカーに対する予防的、社会的検査の実施（とりわけ医療・介護・福祉施設、保育園、消防・警察、清掃職員 etc.）と、感染多発地域の住民検査実施のための費用と手法、システムの支援を行なうこと。
②感染経路の追跡、疫学調査の充実を図ること。
感染症法に位置付けられた積極的疫学調査を、重症者やハイリスク群等に限定せず、変異種の早期発見のためにも調査・監視体制を強化し、新型コロナウイルス接触感染アプリ（COCOA）等の活用普及を図ること。また、医療機関と連携せず自費検査を行う民間会社等に、保健所への報告を義務付け、陽性者の情報を確実にデータベース化すること。
3. 隔離のための施設を感染症法に位置づけるとともに、医療監視体制を強め、やむを得ない場合の自宅療養においても、パルスオキシメーターの貸与対象を年齢で区切ることなく、全ての療養者に配布するために必要な数の調達を支援すること。また、都道府県、保健所と、かかりつけ医をはじめとする開業医との情報共有を可能とし、安否確認と精神的ケアのための電話・オンライン診療を診療報酬に位置付けること。保健所については、定員を倍増させるとともに、潜在的保健師の活用並びに一部業務の民間委託も含めた体制強化への財政的支援を早急に拡充すること。
4. 早期の診断・治療のために、大規模な臨時病棟（プレハブや新築移転後の旧病棟）の開設に当たっては、医療スタッフの確保について、大学・民間病院・医師会等への派遣要請に加え、感染症災害として位置付ける観点から自衛隊へも派遣協力の要請を行うこと。
5. 医療行為以外の諸業務に従事する看護助手等を手厚く配置するなど、昼夜を問わず厳しい労働環境で働く医療介護保健従事者の待遇改善と精神的・経済的支援を強化すること。
6. 新型コロナウイルスワクチンは未知のワクチンであることを踏まえ、可能な限りかかりつけ医等による接種を追求すること。接種に当たっては十分な情報に基づいて自己決定ができるよう、確実な国内治験に加え、安全性・有効性についての十分な追跡調査を行い、副反応報告等を迅速に収集し公表する体制を作ること。また、マイナンバーカードの使用検討以前に従前の健康保険証番号の使用を図ること。

以上